

公益財団法人 高橋産業経済研究財団

役員及び評議員の報酬等
並びに費用に関する規程

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人高橋産業経済研究財団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。なお、理事会に直属する内部組織として設置された委員会の委員についてもこの規程を準用する。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、最低でも週3日以上出勤している役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。
- (7) この法人の主催する会議とは、定款第16条に規定する評議員会及び定款第32条第1項に規定する理事会をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として、次の報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員の報酬等
 - ① 年額報酬（年額報酬の12分の1当たる額を月額報酬とし、賞与は支給しない。）
 - ② 退職慰労金
- (2) 非常勤役員の報酬等
 - ① 月額報酬
 - ② 前条第7号に規定する会議に出席した場合の報酬
 - ③ この法人の指定する場所において職務を執行した場合（②に該当する者を除く。）の報酬
 - ④ 退職慰労記念品相当額
- (3) 評議員の報酬等

- ① 月額報酬
- ② 前条第7号に規定する会議に出席した場合の報酬
- ③ この法人の職務遂行のために、この法人の指定する場所においてその職務を執行した場合（②に該当する者を除く。）の報酬
- ④ 退職慰労記念品相当額

（報酬等の額の決定）

第4条 前条第1号①の年額報酬の額（常勤役員）は、別表第1「常勤役員1人当たりの年額報酬」とおとし、各常勤役員の報酬の額は、各理事については理事会において定め、各監事については監事の協議によって定めるものとする。

2 前条第1号②の退職慰労金（常勤役員）の額は、評議員会において別に定める「常勤理事退職慰労金支給規程」に基づき算定される額とする。

3 前条第2号①の月額報酬の額（非常勤役員）は、別表第2「非常勤役員一人当たりの月額報酬」に定める額とする。

4 前条第3号①の月額報酬の額（評議員）は、別表第3「評議員1人当たりの月額報酬」に定める額とする。

5 前条第2号②（非常勤役員）及び同条第3号②（評議員）の報酬の額は、別表第4「非常勤役員及び評議員の職務執行による報酬」第1号に定める額とする。

6 前条第2号③（非常勤役員）及び同条第3号③（評議員）の報酬の額は、別表第4「非常勤役員及び評議員の職務執行による報酬」第2号に定める額とする。

7 前条第2号④の退職慰労記念品相当額（非常勤役員）及び同条第3号④の退職慰労記念品相当額（評議員）の額は、評議員会において別に定める「非常勤役員及び評議員の退職記念品相当額支給規程」に定める額とする。

8 各委員会の委員に対する報酬は、別表第4「非常勤役員及び評議員の職務執行による報酬」の第(2)項に定める額とする。

（報酬等の支給日）

第5条 常勤役員に対する第3条第1号①の月額報酬は、毎月25日に支給する。ただし、当該日が休日の場合は、その前日以前の休日でない日に支払する。

2 非常勤役員に対する第3条第2号①の月額報酬及び評議員に対する同条第3号①の月額報酬の支給は、年間2回とし、9月10日及び3月10日にそれぞれ支給する。ただし、これらの日が休日の場合は、それぞれその前日以前の休日でない日に支給する。

3 非常勤役員に対する第3条第2号③及び④の報酬並びに評議員に対する同条第3号③及び④の報酬は、発生の都度、遅滞なく支給する。

4 第3条第1号②の退職慰労金（常勤役員）、同条第2号④の退職慰労記念品相当額（非常勤役員）及び同条第3号④の退職慰労記念品相当額（評議員）は、それぞれ本人の退任の日

の属する月の翌月の末日までに支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、その金額を通貨で、直接本人に支給する。ただし、本人が報酬の全部又は一部について金融機関への振込みによる支給を申し出た場合には、当該金融機関の本人名義の口座に振込むことができる。

2 報酬等を受ける者が死亡した場合は、当該者について法令の定めるものに支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合は、報酬等の額から控除すべき額を控除して支給する。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

2 所定の交通機関の通勤定期券を利用して通勤する常勤役員は、3箇月又は6箇月単位の通勤定期券を購入し、その実費を請求するものとする。

3 前項の所定の交通機関の通勤定期券は、通勤に便利なルートであって自宅の最寄りの駅からこの法人の主たる事務所の最寄りの駅までの区間のものとする。

4 常勤役員である代表理事及び常務理事の通勤手当については、グリーン料金を支給することができる。

(費用)

第8条 役員及び評議員又は委員が職務の執行に当たって負担した費用については、本人から請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 費用の支払い方法については、第6条第1項の規定を準用する。

(公表)

第9条 この規程、「常勤理事退職慰労金支給規程」及び「非常勤役員及び評議員の退職記念品相当額支給規程」をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準とし、同条第2項の規定に基づき公表するものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(変更)

第11条 この規程の変更は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人高橋産業経済研究財団の設立の登記があった日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成27年6月18日から施行する。
(第4条の条項3.5.6.7.8を条項3.4.5.6.7に訂正)

附 則

この規程の変更は、令和元年6月13日から施行する。

別表第1 常勤役員1人当たりの年額報酬（第3条第1号①）

理事長	960万円～	1,080万円
専務理事	840万円～	960万円
常務理事	720万円～	840万円
理事	600万円～	720万円
監事	360万円～	480万円

別表第2 非常勤役員1人当たりの月額報酬（第3条第2号①）

非常勤役員に対する月額報酬は、理事長は4万円、他の役員は2万円とし、第6条第3項の源泉徴収をした後の金額を支払う。

別表第3 評議員1人当たりの月額報酬（第3条第3号①）

評議員に対する月額報酬は1万円とし、第6条第3項の源泉徴収をした後の金額を支払う。

別表第4 非常勤役員及び評議員の職務執行による報酬

- (1) 第3条第2号②及び同条第3号②の報酬の額は、1人当たり1回の出席につき2万円とし、第6条第3項の源泉徴収をした後の金額を支払う。
- (2) 第3条第2号③及び同条第3号③の報酬の額は、1人当たり1時間につき1万円とし、第6条第3項の源泉徴収をした後の金額を支払う。ただし、1人当たりの報酬の支給額は、半日につき2万円を、1日につき4万円を上限とし、これを超える額については支給しない。